

市民後見推進事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
市民後見推進事業実施要綱 1～2 (略) 3 実施主体 本事業の実施主体は、市町村とする。 ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。 4 事業内容 (1)～(2) (略) (3) 市民後見人の適正な活動のための支援 ア～イ (略) <u>ウ 市民後見人及び後見人候補者名簿登録者に対する相談対応や定期的な面談、フォローアップ研修の実施等サポート体制の構築</u> (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業 <u>ア 市民後見推進のための広報・啓発活動の実施</u> <u>イ 市民後見人養成研修修了者の交流を目的とした懇親会等の実施</u> <u>ウ その他、市民後見人の活動の推進に資すると認められるもの</u> 附 則 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月11日に施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	市民後見推進事業実施要綱 1～2 (略) 3 実施主体 <u>(1)</u> 本事業の実施主体は、市町村とする。 ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。 4 事業内容 (1)～(2) (略) (3) 市民後見人の適正な活動のための支援 ア～イ (略) (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業 附 則 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。